



国土交通省中国地方整備局
山口河川国道事務所

令和5年9月12日

お知らせ

資料提供先

山口県政記者クラブ
山口県政記者会
山口県政滝町クラブ

佐波川の「河川協力団体」になりませんか

～河川で活動する団体を支援します～



山口河川国道事務所は、平成25年に創設された「河川協力団体制度」について、今年度の募集を行っています。

河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を、河川法に基づく団体に指定して、その活動を河川管理者が支援するものです。令和4年度末時点で全国294団体（うち中国地方で31団体、山口県内は3団体）を河川協力団体に指定しています。

県内の河川協力団体は、佐波川または島地川ダム湖周辺で活動されており、佐波川においては、水辺安全教室の開催、河川や親水河岸の清掃・草刈、河川管理者と共同で水生生物調査の実施などを行っています。また、島地川ダム湖周辺においては、公園の維持管理活動や島地川ダムの広報活動などを行っています。

- 募集期間 令和5年10月27日（金）まで
- 募集対象区間 一級河川佐波川水系佐波川及び島地川の国管理区間（別図参照）
- 募集内容の配布及び申請方法
河川協力団体制度についての資料、募集要項及び応募等の様式は、次の2ヶ所で配布いたします。
① 山口河川国道事務所ホームページ
<http://www.cgr.mlit.go.jp/yamaguchi/river/saba/join.html>
② 山口河川国道事務所 河川管理課（防府市国衙一丁目10番20号）
- 募集手続きの問い合わせ先
山口河川国道事務所 河川管理課 電話0835-22-1890

【問い合わせ先】 国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所

副 所 長（河川）

さとう ひろし

佐藤 寛

【担 当】 河川管理課長

せんた ゆうじ

千田 裕司

電話番号 (0835) 22-1890

事業について詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.cgr.mlit.go.jp/yamaguchi/>



X(旧ツイッター)にて最新情報などを配信しています。

https://twitter.com/mlit_yamaguchi



佐波川の日々の情報をX(旧ツイッター)で配信しています。

https://twitter.com/mlit_sabagawa





河川協力団体制度の概要

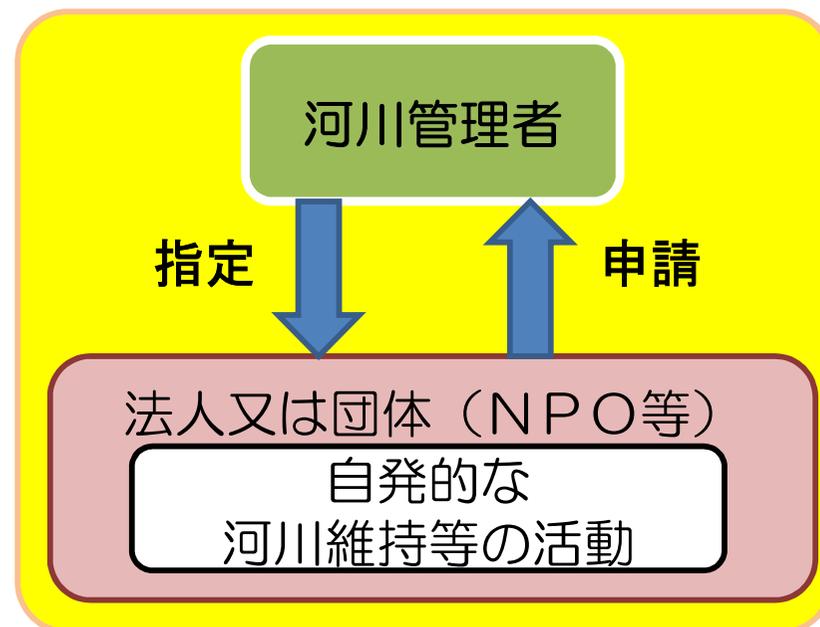
「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年7月11日施行）により、河川協力団体制度が創設されました。

河川法

- 第58条の8（河川協力団体の指定）
- 第58条の9（河川協力団体の業務）
- 第58条の10（河川協力団体の河川管理者による援助への協力）
- 第58条の11（監督等）
- 第58条の12（情報の提供等）
- 第58条の13（河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例）

■河川協力団体制度とは、どんな制度か。

- ◆ 河川協力団体制度とは、**自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するもの**です。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

河川法 第58条の9

河川協力団体は、当該河川協力団体を指定した河川管理者が管理する河川について、次に掲げる業務を行うものとする。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



河川敷清掃

ピオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



船による監視

シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究



外来種調査

鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



マイ防災マップづくり

安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

河川法 第99条（地方公共団体等への委託）

河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体又は当該事項を適正かつ確実に実施することができる者と認められる者として国土交通省令で定める要件に該当するもの（次項において「地方公共団体等」という。）に委託することができる。

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選択を行う予定です。

【現行】 地方公共団体へのみ
委託可能

拡大

【法改正後】 国土交通省令で定める要件に該当するもの
に委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」

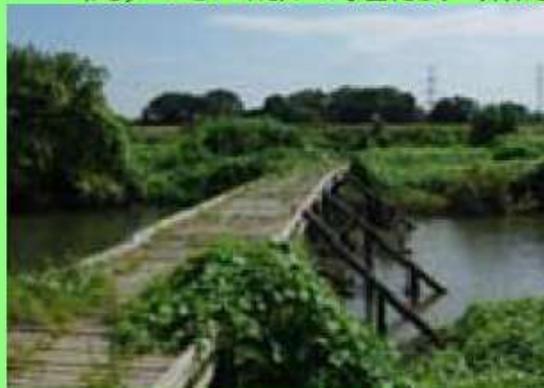
例) 堤防上の草刈り



堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ピオトープの整備



魚道の改良

■河川協力団体に指定されると、どんなことが変わるの

河川法 第58条の13 (河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例)

河川協力団体が第58条の9各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第20条、第24条、第25条後段、第26条第1項、第27条第1項及び第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。)の規定の適用については、河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可又は承認があったものとみなす。

◆許認可等の簡素化

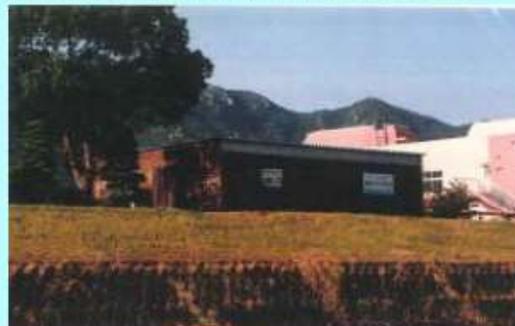
河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ・工事等の実施の承認(法第20条)
- ・土地の占用の許可(法第24条)
- ・土石以外の河川産出物の許可(法第25条後段)
- ・土地の掘削等の許可(法第27条第1項)
- ・工作物の新築等の許可(法第26条第1項)
- ・権利の譲渡の承認(法第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。))

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例(太田川)



市民団体による活動拠点の整備事例(佐波川)

■河川協力団体に指定されると、どう変わる

◆法律上に規定されている河川協力団体として指定されることになります。

◆河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うための取組み

河川管理者は、河川協力団体に対し、「業務の報告」「運営改善の命令」「指定の取消し（公示）」をする（監督等を行う）こととなります。

また、業務の実施に関し必要な「情報提供」、「指導」、「助言」を行います。

河川法

第58条の11 監督等

河川管理者は、前条各号に掲げる業務の適性かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、河川協力団体に対し、その業務に関し報告させることができる。
(以下、省略)

第58条の12 情報提供等

国土交通大臣又は河川管理者は、河川協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

